

公共事業評価システムの改正について

1 改正の背景

平成25年度に策定した北九州市行財政改革大綱を受け、対象事業の拡大や評価の時期について、見直しを図るもの。

(大綱抜粋)

事業の構想段階から必要性や効果等をしっかり検証するとともに、組織横断的に事業の優先順位を判断するなど、インフラを含めた公共施設の整備に関する新たな仕組みづくりに取り組みます。

2 改正の内容

ア 「事前評価1」の対象事業の拡大

事前評価1は、これまで「50億円以上の公共事業で特に必要な場合」にのみ実施してきたが、50億以上の全ての事業で実施する。

また、50億円未満であっても市に新しく導入されるような公共施設など、特に必要な場合は事前評価1で諮ることができる仕組みを導入する。

イ 「事前評価1」の評価時期の早期化

事前評価1の評価時期を早め、基本計画を定める有識者会議等に先立って、実施する。

ウ 「事前評価2」の外部評価対象事業の拡大

事前評価2において、これまで50億円以上の公共事業にのみ適用されていた外部評価を、10億円以上の公共事業に拡大する。

また、10億円未満であっても特に必要な場合は事務局との協議を経て、事前評価2で諮ることができる仕組みを導入する。

3 実施時期

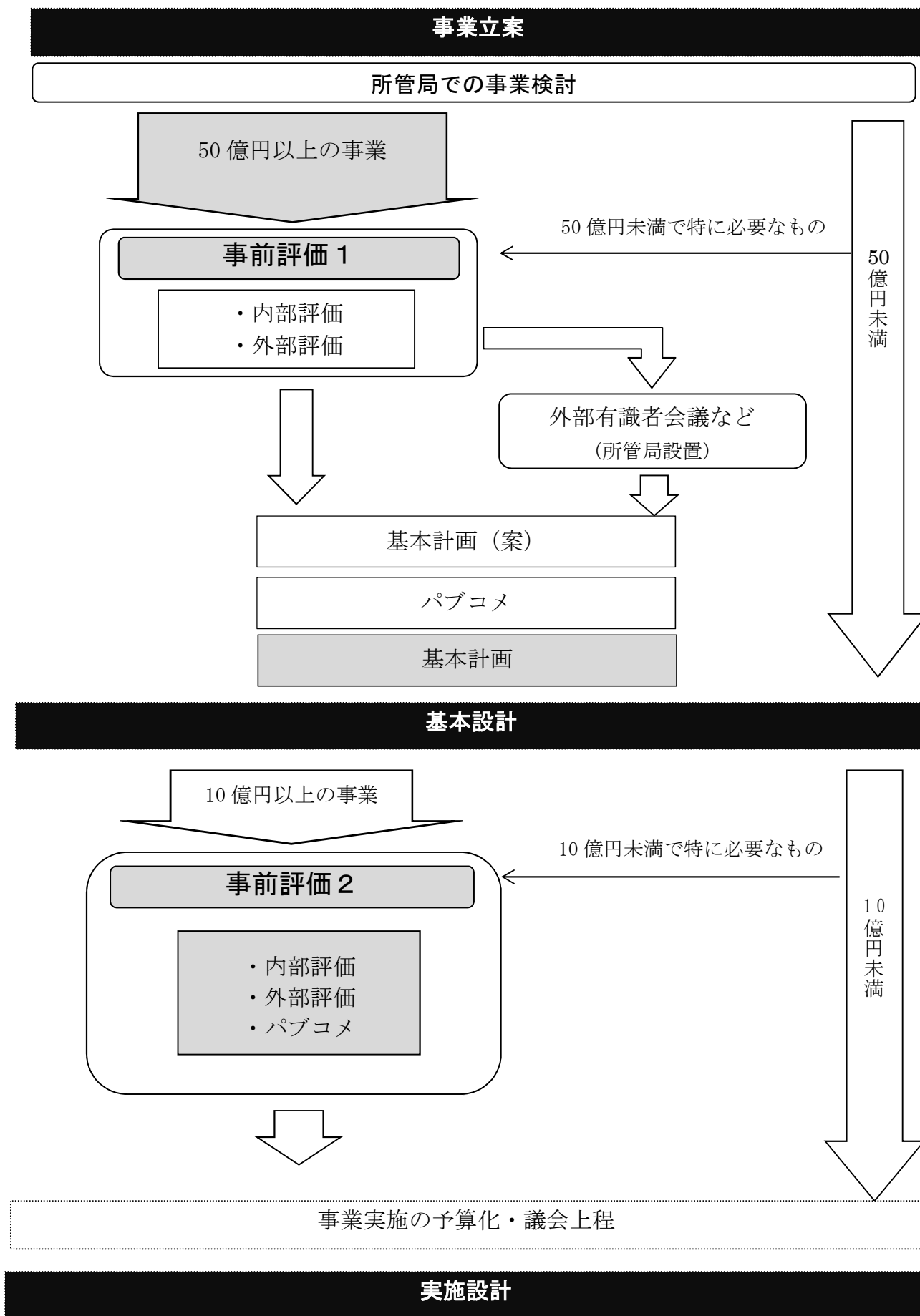
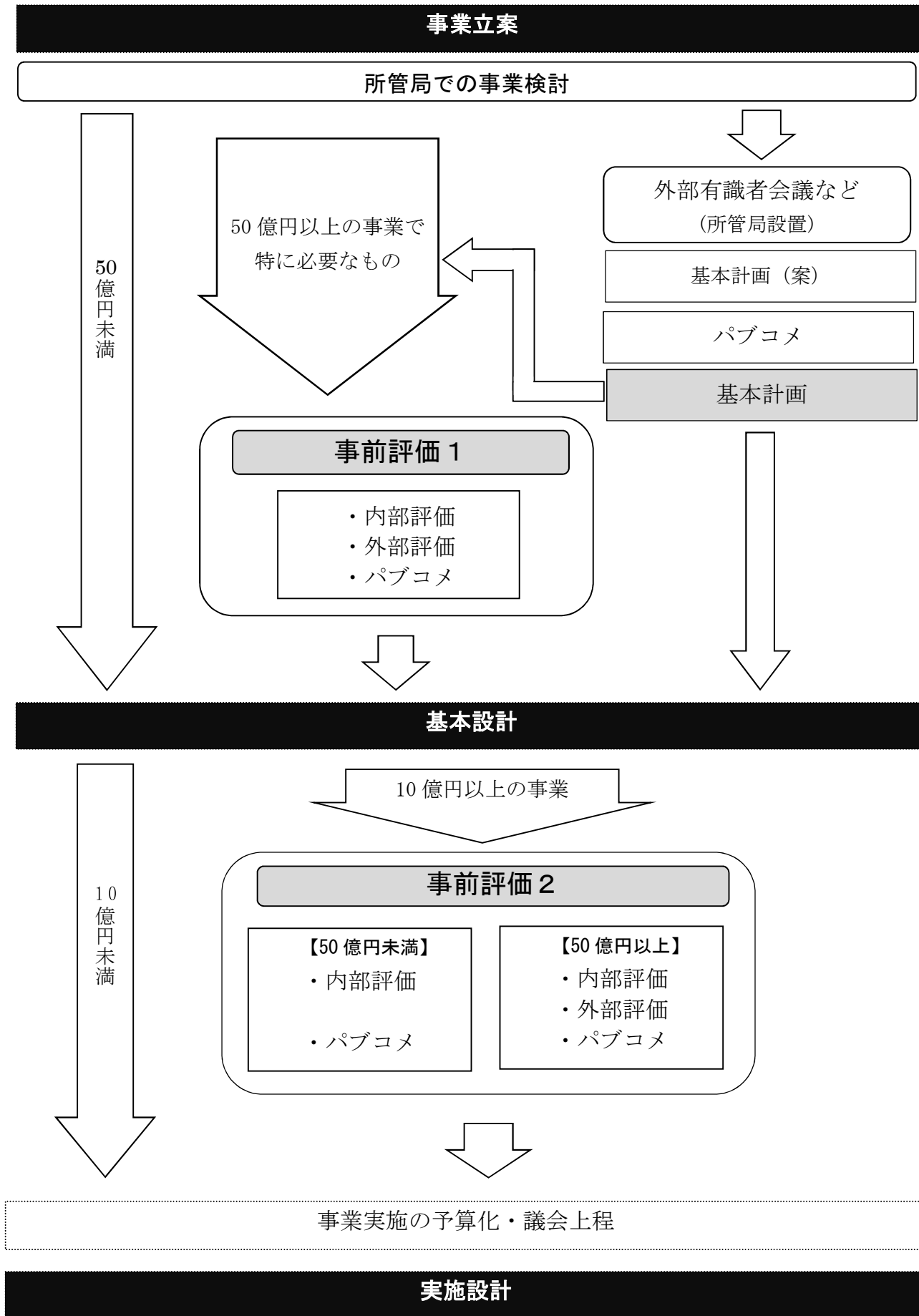
平成27年4月1日（予定）

公共事業評価システム改正案新旧対照表

資料

現 行

改正案



北九州市行財政改革調査会 答申
～公共施設マネジメント方針について～

Ⅲ 実効性を持たせるマネジメントの手法

公共施設マネジメントは、さまざまな意見を集約しながら選択と集中を行っていくという、従来の地方自治体の仕組みでは対応が難しい取り組みであり、実効性を持たせるため、以下のような新たな仕組みづくりが重要となる。

1 マネジメント体制の構築

ア. マネジメント組織の整備

～ (略) ～

イ. 公共事業の事前評価システムの再構築

現在、北九州市では、大規模な公共事業（施設やインフラの整備）について、事業の実施前に、事業の必要性や効果等を客観的に評価するための「公共事業評価システム」が運用されている。このシステムでは、構想・計画段階での評価（事前評価1）と実施設計前の段階での評価（事前評価2）の2段階で、外部委員等による検討が行われる仕組みとなっている。

ただ、実際の運用では、事前評価1の実施はこれまで1例に止まっている状況にある。

今後、公共施設マネジメントの実効性を高めるためには、公共事業について、事業の計画・構想段階から客観的な評価ができる仕組みに再構築すべきである。

～ (略) ～

2 市民の合意形成

～ (略) ～

3 具体的な計画づくり

～ (略) ～